

的見解を明らかにし、それとともに、総額についてのわが方の数字を示す。（中略）総額として示す数字は外務省A案（総額約1億ドル、別添参照）を使用することとする。

外務省A案を使用する理由は、同案は日本の国会や国民に対して説明し得る合理的根拠をもった最高の額で、これ以上のものは国内的に説明がつかぬものであるからである。（中略）したがって、最初からこのような案を出し、韓国側に対し、これ以上は譲ろうにも譲れない旨強く説明し、韓国側がこれに応じなければいつまでも待つという方針で交渉を行うのが得策と判断される（（中略）また、池田総理も、テレビ対談等において、外務省A案のような考え方で本件を解決する意向であることを既に表明されている。）。

d 通し番号1-69の文書の一部開示部分には、要旨下記の記載がある（乙A108 [-195-及びその前後]）。

記

「朝日」1月14日の「8ミリ政局」には、この池田総理の指示を「請求権は内交から」の見出しで次のとおり観察していた。

（中略）数字に強い首相としては、まず日本側として請求権名義で支払ってよいカネがどれほどになるか、先週とりあえず外務・大蔵両省に見積書を出させてみた。ところが、同じく数千万ドル台ながら、なんと大蔵案は外務案の半値という開きだった。（中略）

イ 前提事実及び上記アの事実によれば、通し番号1-255の文書の不開示部分に記録されている情報は、「せいぜい数千万ドル」などの文言又はこれと同程度の金額を示す文言であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-255の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされて

いるものと同趣旨のものであるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえない、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-255の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-255の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-255の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-256の文書（文書1907）は、外務省条約局法規課が作成した昭和39年4月7日付け「日韓国交正常化交渉における財産及び請求権処理の範囲について」と題する内部文書であり、サンフランシスコ平和条約において規定される財産の範囲についての問題に関して日本政府部内で検討した内容及び対処方針が記録されている。

このうち不開示部分は、1ページ（-1-）9行目から末行まで及び2ページから7ページまで（-1-に「次ページ以下6ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり、38度線及び休戦ライン付近に存在する日本の在外財産の処理に関して日本政府部内で検討した内容及び方針が記録されている。

（乙A375）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-256の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させことになり、また、朝鮮半島に所在する日本政府の在外資産に関する取扱方針が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えすれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A375）によれば、通し番号1-256の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

桑港平和条約4条(a)に規定された財産及び請求権の処理につき
日韓間で取り決めるに当たって、その範囲について、次のような問題があり、検討を要する。

■■■不開示部分■■■

II 入的範囲

4条(a)の規定上、処理の対象となる財産・請求権の主体（及び客体）となる人的範囲は日本側（「日本国及びその国民」）については明確であるが、韓国側（「現に（これらの地域に）施政（裁判所注：「施政」は「施設」との文言を加除訂正したもの）を行っている当局及びその住民」）については次のような問題がある。

(1) 当局としての韓国政府

(略)

(2) 住民の範囲

(イ) 「住民」については、まず①旧朝鮮籍を有するもの、②現実の住所を有するもののいずれを指すかの問題があるが、第4条(a)の規定（中略）及び処理の実効性から考えて現実に住所を有するものと解すべきであろう。

(ロ) 次に「住民」認定の時点としては①平和条約発効時、②特別取締結次のいずれを指すか問題があるが、処理の実効性から考えて「特別取締結時の住民」と解すべきであろう。

(ハ) 更に「住民」の地域的範囲については、①韓国の法的領域としての朝鮮全域の住民、②韓国政府の有効な支配と管轄の下にある地域の住民のいずれの立場をとるかの問題があるが、請求権処理は韓国政府の現実の支配の及ぶ範囲を考慮して行うという政府の基本的立場から、当然後者の立場をとるべきであろう。（それが具体的にどの範囲であるかは、Iで述べたところによることとなる。）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-256の文書の不開示部分に記録されている情報は、38度線及び休戦ライン付近に存在する日本の在外財産の処理について日本政府部内で検討した具体的内容及び具体的方針であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-256の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解等であり、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉で北朝鮮側に行う経済協力が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の

変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-256の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

○ (2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-256の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

○ (3) 小括

以上によれば、通し番号1-256の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-256の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-257の文書（文書1914）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年1月10日付け「日韓会談における韓国の対日請求8項目に関する討議記録」と題する内部文書であり、韓国の対日請求8項目について日本政府部内で検討した対処方針及び詳細な試算額が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 3ページ（-3-）2か所、4ページ（-4-）11か所、5ページ（-5-）1か所、7ページ（-7-）1か所（以下「不開示部分①」という。）

これは、いずれも韓国の対日請求に対する日本政府の対処方針が記録されている。

- ② 13ページ（-13-）1か所（以下「不開示部分②」という。）

これは、朝鮮銀行を通じて搬出された地金銀の数量に関する日本政府の具体的見解が記録されている。

- ③ 18ページ（-18-）左葉(26)左欄3行目から9行目まで、18ページ（-18-）右葉(27)下から3行目から2行目まで、19ページ（-19-）左葉(28)7行目から10行目まで、21行目、右葉(29)3行目から4行目まで、6行目から11行目まで、20ページ（-20-）右葉(31)2行目から7行目まで、21ページ（-21-）左葉(32)22行目から25行目まで、21ページ（-21-）右葉(33)下から8行目から6行目まで、4行目から3行目まで、2行目から末行まで、22ページ（-22-）4行目から5行目まで、26ページ（-26-）1か所、28ページ（-28-）右葉(43)8行目から11行目まで、16行目から20行目まで、29ページ（-29-）左葉(44)下から6行目から末行まで、3

3ページ（-33-）下から11行目から8行目まで、34ページ（-34-）左葉（48）下から6行目、下から5行目及び4行目、54ページ（-54-）1か所、56ページ（-56-）左葉（90）2か所、右葉（91）1行目から2行目まで、下から2行目から末行まで、57ページ（-57-）左葉（92）下から6行目、60ページ（-60-）右葉（99）22行目から24行目まで、62ページ（-62-）左葉（102）16行目から17行目まで、71ページ（-71-）左葉（120）下から10行目、下から3行目から末行まで、右葉（121）1か所、83ページ（-83-）3か所、84ページ（-84-）左葉（138）1か所、98ページ（-98-）左葉（152）3か所、右葉（153）14行目、99ページ（-99-）左葉（154）21行目、27行目、100ページ（-100-）1か所、101ページ（-101-）3か所（以下「不開示部分③」という。）

これは、いずれも韓国の対日請求8項目に関して日本政府部内で検討した具体的な内容及び対処方針が記録されている。

- ④ 15ページ（-15-）5か所、16ページ（-16-）6か所、18ページ（-18-）中の上記③の部分以外の不開示箇所、19ページ（-19-）中の上記③の部分以外の不開示箇所、20ページ（-20-）中の上記③の部分以外の不開示箇所、21ページ（-21-）中の上記③の部分以外の不開示箇所、23ページ（-23-）1か所、24ページ（-24-）3か所、25ページ（-25-）1か所、27ページ（-27-）1か所、28ページ（-28-）中の上記③の部分以外の不開示箇所、29ページ（-29-）中の上記③の部分以外の不開示箇所、31ページ（-31-）3か所、32ページ（-32-）3か所、33ページ（-33-）2か所、34ページ（-34-）中の上記③の部分以外の不開示箇所、35ページ（-35-）2か所、44ページ（-44-）7か所、56ページ（-56-）中の上記③の部分以外の不開示箇所、57ページ（-57-）中の上記③の部

分以外の不開示箇所、58ページ（-58-）1か所、60ページ（-60-）中の上記③の部分以外の不開示箇所、61ページ（-61-）2か所、62ページ（-62-）12か所、63ページ（-63-）10か所、64ページ（-64-）5か所、65ページ（-65-）5か所、67ページ（-67-）3か所、68ページ（-68-）15か所、69ページ（-69-）21か所、70ページ（-70-）13か所、71ページ（-71-）中の上記③の部分以外の不開示箇所、72ページ（-72-）7か所、73ページ（-73-）10か所、76ページ（-76-）3か所、77ページ（-77-）7か所、78ページ（-78-）20か所、79ページ（-79-）6か所、82ページ（-82-）2か所、84ページ（-84-）中の上記③の部分以外の不開示箇所、85ページ（-85-）2か所、86ページ（-86-）1か所、88ページ（-88-）2か所、89ページ（-89-）1か所、90ページ（-90-）3か所、91ページ（-91-）1か所、94ページ（-94-）1か所、95ページ（-95-）5か所、97ページ（-97-）1か所、98ページ（-98-）中の上記③の部分以外の不開示箇所、99ページ（-99-）中の上記③の部分以外の不開示箇所及び102ページ（-102-）5か所（以下「不開示部分④」という。）

これは、いずれも韓国の対日請求8項目それぞれについて日本政府部内で検討し又は試算した金額及び支払の受給者となる人数並びにその試算方法が記録されている。

(乙A376)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-257の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が

継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、金額の見積り、対象人数及び試算方法が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

○ 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

○ 第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア 前提事実並びに乙A376及び末尾契機の証拠により認められる事実によれば、通し番号1-257の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

a 3ページから5ページまで

不開示部分①のうち3ページから5ページまでに記録されている部分は、目次であり、当該部分に記録されている情報は、本文4ページ

(乙A376 [- 7 -] 左葉) の記載に照らすと、「日本側として容認し得る範囲」又はこれと同旨の項目名である（したがって、不開示部分③又は不開示部分④のうち、「(2) ■■■不開示部分■■■」、「(3) ■■■不開示部分■■■」、「(4) ■■■不開示部分■■■」、「(5) ■■■不開示部分■■■」又は「(6) ■■■不開示部分■■■」とある部分についても、上記項目名と同旨のものである。）。

b 7ページ

○ 不開示部分①のうち7ページに記録されている部分は、本文であり、請求権問題に関して池田総理が朴議長に述べた日本側の具体的見解であるところ、通し番号1-18の文書の一部開示部分には、昭和36年11月12日の池田総理と朴議長の会談における池田総理の発言として、「個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意がある」との見解が記録されている。

したがって、当該部分に記録されている情報は、通し番号1-18の文書で開示されている上記見解と同旨のものである（乙A188）。

(イ) 不開示部分②

○ 朝鮮銀行を通じて搬出された地金銀の数量に関する日本政府の具体的見解

(ウ) 不開示部分③

韓国の対日請求8項目に関して日本政府部内で検討した具体的な内容及び対処方針（ただし、このうち次に掲げる部分は、次のとおりである。）

a 18ページの右葉下から3行目から2行目まで

韓国側開示文書で開示されている別紙7の第1の2(1)イで認定した見解と同一又は同旨のものである可能性がある。

b 19ページの左葉 (28) 上から7行目

上記(ア) a のとおり

c 28ページの右葉 (43) 上から8行目

上記(ア) a のとおり

d 34ページの左葉 (48) 下から6行目

上記(ア) a のとおり

e 56ページ

(a) 左葉 (90) 下から11行目から8行目

通し番号1-18の文書で開示されている下記の見解と同一又は
同様のもの (乙A188 [-46-以下])

記

(並) その他の法人、個人の所有するものについては、所有者名等
事実をよく研究し、軍令に關係なく本来韓国人の所有するもの
であれば返還の要求に応ずることを考慮する考えである。

(b) 左葉 (90) 下から3行目

上記(ア) a のとおり

f 60ページの右葉 (99) 下から12行目

上記(ア) a のとおり

g 62ページの左葉 (102) 上から17行目

上記(ア) a のとおり

h 71ページの左葉 (120) 下から10行目

上記(ア) a のとおり

i 83ページの右葉 (137)

(a) 上から13行目から14行目まで

通し番号1-18の文書の一部開示部分に記録されている「恩給
支給の範囲について、日本側としては、必ずしも既裁定者に限ると

の狭い態度ではないが、」との文言と同一又は同様のもの（乙A 188 [-46-以下]）

(b) 下から10行目から9行目まで

通し番号1-18の文書の一部開示部分に記録されている「軍属は、いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。」との文言と同一又は同様のもの（乙A 188 [-46-以下]）

(c) 下から3行目

上記(ア)aのとおり

j 84ページ

次の文書の一部開示部分に記録されている次の見解と同旨のものである可能性がある。

(a) 通し番号1-210の文書（乙A 342）

第1点は、朝鮮人に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失の時点までに限るか否かである。すなわち、大蔵案においては、朝鮮人軍人軍属文官に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失、すなわち、平和条約発効時まで認め、それ以後にも認めることは現在のところ困難であるとの立場に立ち、したがって、朝鮮人文官恩給は昭和27年4月で打ち切り、また、平和条約発効後実施された軍人恩給（昭和28年8月1日より復活）、及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年4月30日公布）は、朝鮮人軍人軍属の死亡者及び負傷者に適用されないとしているのに対し、外務案においては、国際先例及び条理に基づき、日本国籍喪失にもかかわらず朝鮮人に対し、日本人に準じ、現行恩給法（軍人恩給を含む。）及び援護法を適用し、該当者全員失権までの分を一時に支払うとの立場を採っている。

(b) 通し番号1-69の文書（乙A 108 [-211-以下]）

(ロ) 関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていないこと。例えば、我が国の恩給法は恩給受給者の日本国籍喪失をもって恩給権の消滅事由としているので、韓国人に対する恩給の支払は、これら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもって打ち切るというのが実定法上の一応の解釈として出てくるが、このような解釈に立てば支払額は僅少にとどまる。他方、この恩給法は朝鮮の独立という事実を全く想定していない法律なので、国際先例をも勘案し、韓国人に対しても日本人並みの恩給支払を行うという考え方にも根拠があると思われる。

k 98ページ

(a) 右葉 (152) 上から 17 行目

通し番号 1-211 の文書で開示されている別紙 7 の第 1 の 5 (6)(ア) で認定した韓国側提示の数値 (1051万0220円) とほとんど同額のもの (乙 A 343 [-17-] 参照)

(b) 右葉 (152) 上から 19 行目

通し番号 1-211 の文書で開示されている別紙 7 の第 1 の 5 (6)(イ) で認定した韓国側提示の数値 (4871万4960円) と同一の金額 (乙 A 264 [-17-] 参照)

(c) 右葉 (152) 下から 3 行目

上記 (ア) a のとおり

l 99ページの左葉 (154) 下から 7 行目

上記 (ア) a のとおり

m 101ページの右葉 (159)

(a) 上から 5 行目

上記 (ア) a のとおり

(b) 下から 2 行目

その前後の記載及び上記(ア) a で説示したところに照らし、「日本側として容認し得る範囲一覧表」との文言と同一又は同旨のものである。

(イ) 不開示部分④

韓国の対日請求 8 項目それぞれについて日本政府部内で検討し又は試算した金額及び支払の受給者となる人数並びにその試算方法（ただし、このうち次に掲げる部分は、次のとおりである。）

a 15 ページの右葉

韓国側開示文書で開示されている別紙 7 の第 1 の 2 (1) で認定した金額を含むものである可能性が極めて高い。

b 19 ページから 21 ページまで

その一部に別紙 7 の第 1 の 2 (1) で認定した金額を含むものである可能性が極めて高い。

c 25 ページ

不開示部分④とされている「朝鮮における道別、人種別人口調書（19. 5. 1 現在）」と題する一覧表は、朝鮮総督府が資源調査法に基づき昭和 19 年 5 月 1 日午前零時現在の人口を調査した計数で「人口調査結果報告」（朝鮮総督府編昭和 19 年 10 月）に掲載されていたものであるから（乙 A 376 [-25-] ），当時の官公庁においてその当時又は将来的に一般国民に公開することも予定して一般的又は網羅的に調査するなどして得ていた情報であって現在であれば一般に入手可能なものであると推認することができる。

d 28 ページの右葉（43）から 29 ページまで

その一部に別紙 7 の第 1 の 2 (3) で認定した金額を含むものである可能性が極めて高い。

e 35 ページの左葉（50）の上から 8 行目

上記(ア) a のとおり

- f 38ページから39ページの左葉(58)の上から14行目まで
(同ページの左葉(58)の上から2行目の不開示部分を含む。)

「旧朝鮮に本店又は主たる事務所を所有していた法人の旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配留保額」と題する一覧表であって、別紙7の第1の4で認定したとおり、日本側が韓国側に提出した資料に記録されているもの。

- g 44ページの右葉(69)

- (a) 上から1行目

上記(ア) a のとおり

- (b) 上から10行目から12行目まで

上記fで掲げられた金額と同一のもの

- (c) 上から15行目

上記(b)の金額に南北鮮の比率(7:3)を乗じて算出した韓国分金額

- (d) 上から17行目

民事法定利子であることから、民法404条所定の民事法定利率である「年5分」

- (e) 上から19行目

上記(d)の金額に対する6年分の民事法定利率(年5分)単利によって計算した利息

- h 62ページの左葉(102)の上から28行目から右葉(103)
の上から21行目まで

大蔵省のC.P.Cに対する昭和21年(1946年)12月21日付け最終報告書に記録されている数字であり、国立公文書館つくば分館において一般に公開されている史料「経済協力・韓国105」

(②65-0001-12698) で開示されている別紙7の第1の5(3)で認定した数値と同一又は同程度のもの（なお、別紙7の第1の5(3)で認定した数値は、同(3)で認定したところを総合すれば、上記最終報告書の数値を踏まえ、その一部を修正したものであると推認することができる。）

i 62ページの左葉(103)の下から6行目から63ページの右葉(104)の上から6行目まで

国立公文書館つくば分館において一般に公開されている史料「経済協力・韓国105」(②65-0001-12698)で開示されている別紙7の第1の5(3)で認定した数値と同一又は同程度のもの

j 64ページから66ページの左葉(110)の下から10行目まで
まで

国立公文書館つくば分館において一般に公開されている史料「経済協力・韓国105」(②65-0001-12698)中の80ページから84ページまでと同一のもの（甲144[29~33ページ]）

k 67ページから68ページの左葉(114)の上から7行目まで
別紙7の第1の5(4)ア(ア)で認定した「集団移入朝鮮人労務者数」と同一のもの

l 68ページ

(a) 左葉(114)の「(第2表)」部分

別紙7の第1の5(4)で認定した「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」と同一のもの

(b) 右葉(115)

上記(a)で指摘した数値を含むものである可能性が極めて高い

m 69ページから70ページの右葉(119)の「引揚援護庁「引揚

援護の記録」より」との部分より上の部分

上記 k 又は l で指摘した数値を含むものである可能性が極めて高い。

n 70ページの右葉 (119) の下から4行目から71ページの左葉 (120) の「引揚援護庁「引揚援護の記録」より」との部分

通し番号 1-117 の文書で開示されている数値と同一のもの (乙 A264 [-27-])

o 72ページ

(a) 左葉 (122) の(i)に相当する部分

別紙 7 の第 1 の 5 (4) ア (ア) で認定した「朝鮮人労務者対日本動員数調」の数値と同一のもの

(b) 右葉 (123) の(j)に相当する部分

前者は、外地労務移入者数であるが、昭和 20 年 9 月 4 日から 9 月 6 日までの第 88 臨時議会で配布された政府作成資料に係る数値であるから (乙 A376 [-72-])、当時の官公庁においてその当時又は将来的に一般国民に公開することも予定して一般的又は網羅的に調査するなどして得ていた情報であって現在であれば一般に入手可能なものであると推認することができる。

後者は、別紙 7 の第 1 の 5 (4) ア (ア) で認定した「終戦時集団移入半島人」の数値と同一のもの

(c) 右葉 (123) の(h)に相当する部分

これは、武田征雄「共和事業概論」に掲げられた数値であるから (乙 A376 [-72-])、一般に入手可能な他の書籍等から引用されたものであると推認することができる。

p 73ページの左葉 (124) の(h) B に相当する部分

別紙 7 の第 1 の 5 (4) ア (ア) で認定した「移入朝鮮人労務者数 (昭和 20 年 3 月末)」の数値と同一のもの

q 76ページ

上記o又はpで指摘した数値と同一のものを含むものである。

r 77ページ

上記o若しくはpで指摘した数値と同一のもの又はこれらの数値から容易に推測できるものである可能性が高い。

s 82ページの左葉(134)の下から8行目

通し番号1-117の文書中の第1回会合記録で開示されている「294万5298円」との金額(乙A264[-7-])

t 84ページの右葉(139)の(a)の一覧表部分

このうち「文官」欄記載のもの及び「○人員数算定の根拠」(ニ)の「文官」に係る数値は、別紙7の第1の5(4)ア(ア)で認定した「朝鮮人関係文官恩給計数」の数値と同一のもの

u 95ページ

このうち、(イ)の数値は、昭和17年朝鮮総督府統計年報のものであり、(ロ)の数値は、第84議会(昭和19年度)説明資料であるから(乙A376[-95-])、いずれも当時の官公庁においてその当時又は将来的に一般国民に公開することも予定して一般的又は網羅的に調査するなどして得ていた情報であって現在であれば一般に入手可能なものであると推認することができる。

v 98ページの右葉(153)の上から16行目から21行目まで

通し番号1-5の文書で開示されている別紙7の第1の5(6)(ウ)で認定した下記の数値と同程度のもの(乙A182[-3-]参照)

記

終戦直後に帰国した韓国人が旧在日本朝鮮人連盟に総額5455万円を寄託した事実は認められないが、② 旧在日本朝鮮人連盟所屬の財産であった預貯金は277万1372円21銭、現金は40

万7424円1銭であり、合計317万8796円22銭が国庫に帰属し、③解散団体に指定された旧在日本朝鮮民主青年同盟の所属財産であった預貯金6932円74銭、現金9501円96銭、合計1万6434円70銭が国庫に帰属した」旨記録されている

w. 102ページ上から1行目

上記(ウ)m(b)と同旨

イ そうであるとすれば、通し番号1-257の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうか及び裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無については、次のとおり判断することができる。

(ア) 後記2(1)アに掲げる部分

後記2(1)アに掲げる部分に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれから容易に推測することができるためこれと同旨できるものであるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

したがって、後記2(1)アに掲げる部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当

たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。)。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(イ) 後記2(1)イに掲げる部分

後記2(1)イに掲げる部分に記録されている情報は、⑦当時の官公庁においてその当時又は将来的に一般国民に公開することも含めて一般的又は網羅的に調査するなどして得ていた情報であって現在であれば一般に入手可能なもの又は①一般に入手可能な他の書籍等から引用されたものであるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

したがって、後記2(1)イに掲げる部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(ウ) 後記2(2)アに掲げる部分

a 後記2(2)アに掲げる部分に記録されている情報は、日本政府部内

で検討された請求権問題に関する具体的見解又は具体的試算額であり、これに他の行政文書で開示されている見解と同一のもの又は別紙7記載の日本側の試算額を含んでいる可能性も否定できないが、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

したがつて、後記2(2)アに掲げるものに記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

b そこで、後記2(2)アに掲げる部分に記録されている情報については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、当該各部分に係る情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事實とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事實を認めるに足りる的確な証拠はない。

(イ) 後記2(2)イに掲げる部分

a 後記2(2)イに掲げる部分は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する対処方針、具体的見解又は具体的試算額であり、本件全証

拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

したがって、後記2(2)イに掲げるものに記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

b そこで、後記2(2)イに掲げる部分に記録されている情報については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、当該各部分に係る情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-257の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に係るもののみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-257の文書の不開示部分に記録さ

れている情報であつて次の(1)に掲げたものに係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分（次の(2)に掲げたものに係る部分）は、適法である。

(1) ア(ア) 不開示部分①

(イ) 不開示部分③のうち、

- a 19ページの左葉 (28) 上から7行目
- b 28ページの右葉 (43) 上から8行目
- c 34ページの左葉 (48) 下から6行目
- d 56ページの左葉 (90) 下から11行目から8行目
- e 56ページの左葉 (90) 下から3行目
- f 60ページの右葉 (99) 下から12行目
- g 62ページの左葉 (102) 上から17行目
- h 71ページの左葉 (120) 下から10行目
- i 83ページの右葉 (137) 上から13行目から14行目まで
- j 83ページの右葉 (137) 下から10行目から9行目まで
- k 83ページの右葉 (137) 下から3行目
- l 98ページの左葉 (152) 上から17行目
- m 98ページの左葉 (152) 上から19行目
- n 98ページの左葉 (152) 下から3行目
- o 99ページの左葉 (154) 下から7行目
- p 101ページの右葉 (159) 上から5行目
- q 101ページの右葉 (159) 下から2行目

(ウ) 不開示部分④のうち、

- a 35ページの左葉 (50) 上から8行目
- b 38ページから39ページ左葉 (58) の上から14行目まで（同ページの左葉 (58) 上から2行目の不開示部分を含む。）

- c 44ページの右葉 (69) 上から1行目
 - d 44ページの右葉 (69) 上から10行目から12行目まで
 - e 44ページの右葉 (69) 上から15行目
 - f 44ページの右葉 (69) 上から17行目
 - g 44ページの右葉 (69) 上から19行目
 - h 62ページの左葉 (102) の上から28行目から右葉 (103)
の上から21行目まで
 - i 64ページから66ページの左葉 (110) の下から10行目まで
まで
 - j 67ページから68ページの左葉 (114) の上から7行目まで
別紙7の第1の5(4)ア(ア)で認定した「集団移入朝鮮人労務者数」
と同一のもの
 - k 68ページの左葉 (114) の「(第2表)」部分
 - l 70ページの右葉 (119) の下から4行目から70ページの左葉
(119) の「引揚援護庁「引揚援護の記録」より」との部分
 - m 72ページの左葉 (122) の(イ)に相当する部分
 - n 73ページの左葉 (124) の(ホ)Bに相当する部分
 - o 76ページ
 - p 82ページの左葉 (134) の下から8行目
 - q 84ページの右葉 (139) の(a)の一覧表部分
 - r 98ページの右葉 (153) の上から16行目から21行目まで
 - w 102ページ上から1行目
- イ 不開示部分④のうち
- a 25ページ
 - b 72ページの右葉 (123) の(ロ)に相当する部分
 - c 72ページの右葉 (123) の(ハ)に相当する部分

u 95ページ

(2) ア(ア) 不開示部分③のうち

a 18ページの右葉下から3行目から2行目まで

b 84ページ

(イ) 不開示部分④のうち

a 15ページの右葉

b 19ページから21ページまで

c 28ページの右葉(43)から29ページまで

d 68ページの右葉(115)

f 69ページから70ページの右葉(119)の「引揚援護庁「引揚
援護の記録」より」との部分より上の部分

g 77ページ

イ(ア) 不開示部分②

(イ) 不開示部分③のうち、上記(1)ア(イ)及び(2)ア(ア)に掲げた部分以外の
部分

(ウ) 不開示部分④のうち、上記(1)ア(ウ)、イ及び(2)ア(イ)に掲げた部分以
外の部分

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-258の文書（文書1915）は、外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書の「III 第2, 3次日韓会談」の部分であり、第二次日韓会談及び第三次日韓会談が行われた経緯並びに上記各会談において問題となった漁業問題及び財産・請求権問題等について日本政府部内で検討した具体的な内容並びに対処方針が記録されている。

○ 2 このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 113ページ（-113-）5行目から6行目まで（以下「不開示部分①」という。）

これは、財産・請求権問題において韓国側が日本政府に支払を要求すると予想された金額について日本政府部内で検討した具体的な試算額が記録されている。

② 114ページ（-114-）4行目（以下「不開示部分②」という。）

これは、財産・請求権問題の解決策として日本政府が韓国側に支払う船舶関係費用として検討した具体的な試算額が記録されている。

○ ③ 114ページ（-114-）5行目から7行目まで（以下「不開示部分③」という。）

これは、財産・請求権問題の解決策として日本政府が検討した具体的な対処方針が記録されている。

④ 123ページ（-123-）8行目から124ページ（-124-）3行目まで（以下「不開示部分④」という。）

これは、財産・請求権問題における韓国の対日請求権の複数の特定項目について、日韓国交処理方針として日本政府部内で検討した具体的な解決策が記録されている。

⑤ 128ページ（-128-）1か所（以下「不開示部分⑤」という。）

これは、漁業問題の対応として韓国政府に供与することを日本政府部内で検討した具体的な金額が記録されている。

⑥ 130ページ（-130-）5行目から8行目まで（以下「不開示部分⑥」という。）

これは、財産・請求権問題における韓国の対日請求権の特定項目について、日本政府部内で検討した具体的な対処方針が記録されている。

⑦ 155ページ（-155-）1か所（以下「不開示部分⑦」という。）

これは、漁業問題の対応として韓国政府に供与することを日本政府部内で検討した具体的な金額が記録されている。

⑧ 173ページ（-173-）3か所（以下「不開示部分⑧」という。）

これは、昭和28年10月15日付け「請求部会第二回」と題する文書にあり、日韓両国代表者によって開催された会議において、財産・請求権問題の解決策として提案された請求権相互放棄の具体的な内容について、韓国側の見解を踏まえた上での日本側代表者の具体的な見解が記録されている。

(乙B84)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-258の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させことになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。本件訴訟提起後の追加開示部分に記録されている情報は、「朝鮮人」・韓国への非難という不開示理由 2 に該当するとは考えられないものであった上、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40 年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第 3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠 (乙 B 84) によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号 1-258 の文書の不開示部分の前後の記載等は、次のとおりである。

a 不開示部分①、不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分①、不開示部分②及び不開示部分③（以下「不開示部分①～③」という。）は、久保田参与が昭和 28 年 6 月 21 日付で作成した「日韓会談無期休会案（私案）」と題する文書の引用部分中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

1. 今次、日韓会談は 4 月 15 日開会、4 月中に本会議を 3 回開き、5 月以降 5 つの部会に分かれて自由討議を続行している。

(イ) 基本条約部会

略

(ロ) 国籍処遇部会

略

(ハ) 船舶部会

略

(ニ) 財産・請求権部会

法理論はお互に振り回さぬことになって、部会は3回開いた
まま休会し、能率的に話を進めるため、目下非公式なワーキング
・グループによる話し合いを進めている。張基栄代表は、財産・
請求権問題は簡単な問題であると吹聴しているが、韓国の腹は、
(一)国宝古書籍、(二)軍人、被徴用者等の未払金以外に少なくとも
鮮銀東京支店の財産■■■■■ (不開示部分①) はねらってい
るようである。

(ホ) 漁業部会

略

2. 以上のような次第で、たとえこの際我が方で、

(1) 財産・請求権相互放棄

(2) 船舶関係■■■■■ (不開示部分②) の予算措置

(3) ■■■不開示部分③■■■

(4) 若干の国宝、古書籍の贈与

の方針を決定しても、今次会談はまとまるかどうか分からぬ。その上、(1)請求権相互放棄は在外私有財産補償問題との関連で大蔵省にお難色がある。(4)の国宝贈与もいはほど簡単ではない。

3. 以上、日韓会談の進行概要及び見通しであるが、かような情況を前にして、李大統領の休戦反対北鮮捕虜2万500名の独断釈放

問題が起こり、韓国は、公然、国連に反逆の態度を取ることとなつた。

この新事態にもかかわらず、日韓会談を予定通り続行することは大局上から見て下記のとおり好ましくない。

- (1) 国連の政策に反対するのみならず、実力をもってこれを困難に陥れつつある李政府と話し合いを続行することは、国連協力の我が基本方針と反することとなる。
 - (2) 李は好んで世界の孤児たらんとするがとき政策をとり、その大胆にして軽率な行動は世界の指弾を招き、遠からず引退を余儀なくせしめられることも予想できるが、それにもかかわらず条約を結べば、政府は国会で激しく非難されるだろう。
 - (3) 近い将来朝鮮に南北統一政府ができるか、又は反対に南北2つの政権が事実上対立することとなるか、今少し情勢を見極めるべきで急ぐ必要はない。
 - (4) 李のあとに誰が出ても李以上の反日的であり得ない。あるいは知日派が台頭する可能性もないではない。故に没落せんとする利の支柱となるごとき会談の続行は考えものである。
4. 逆に、会談を続行しない場合、次のような不利が生ずる。

(以下略)

b 不開示部分④及び不開示部分⑤

不開示部分④及び不開示部分⑤は、昭和28年7月9日付けで作成された「日韓交渉処理方針（甲案）」と題する文書の引用部分中にある、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

日韓の国交を左記方針により調整するものとする。

一 日韓間の関係を設定する条約

(略)

二 請求権

- (一) 今次韓国戦乱による在韓日本財産の被害率は7割近くといわれ、またわが方の桑港平和条約4条(b)項の解釈に関しては韓国の戦乱被害に対する同情もあり、国際輿論は必ずしもわが方に有利ではない。
- (二) よって両国は、新関係の発足に当たり、実際的解決方法としてそれぞれの請求権を原則として放棄し、一举に従来の行懸りを解決することとする。
- (三) ■■■不開示部分④■■■
- (四) なお、本請求権問題とは別の問題なるも、韓国側よりの強い希望もあるにつき、両国民感情の融和に資する見地より、韓国固有の文化に関する古書籍、美術工芸品、骨董品のうちかかるべきもの若干を贈与することもあわせて考慮する。

三 漁業

(略)

四 在日朝鮮人の国籍及び待遇

(略)

五 船舶

両国政府間に従来懸案となっていた船舶問題を最終的に解決するため、韓国に贈与する船舶は■■■不開示部分⑤■■■の範囲内とする。ただし、本件贈与が両国海運業の平等の立場における運営を阻害せざるよう配慮することとする。

c 不開示部分⑥

不開示部分⑥は、本文中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

たまたま 7月初旬、韓国側代表金公使及び張基栄代表が帰国して李大統領と打合せをすませて帰任したので、7月22日、久保田参与は、倭島アジア局長と共に両名と非公式に会談し、次の試案を提示した。

- (イ) 基本条約問題は、お互いに大使館を開設する公文を交換して国交をなるべく速やかに開くこと。
- (ロ) その他の諸問題は、通常の外交交渉としてなるべく速やかに解決する旨の公文を交換すること。
- (ハ) 国籍処遇・請求権・漁業問題については、政府に勧告権を有する委員会（要すれば官民合同）を設置し、現在の各部会の作業を続行させること。
- (ニ) ■■■不開示部分⑥■■■

この案に対し、金公使は、従来どおり諸懸案の一括解決の上、外交関係を樹立するという主張を繰り返し、張代表は、方法論として過去の問題である請求権・船舶の問題をまず解決した上で、基本条約と処遇問題に入り、最後に漁業問題をゆっくり交渉してはどうかと述べた。

かくて日本側の提案は賛成されなかつたが、このとき会談を夏休みとして双方問題点を持ち帰つて再検討し、9月に会談を再開することに話合いがついた。

かくて、日韓会談は久保田代表の希望どおり休会に持ち込むことができた。

- d 不開示部分⑦は、「日韓交渉処理方針」と題する文書の引用部分中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

日韓の国交を左記方針により調整するものとする。

一 基本関係

(略)

二 請求権

桑港平和条約4条の請求権の処遇に関しては、在韓日本財産の戦災状況（確定約7割）にも鑑み、実際的解決方法として、原則として、相互に放棄することとする。

なお、我が国が保有する韓国関係の文化財の若干を韓国に贈与する。

三 漁業

(略)

四 在日朝鮮人の国籍及び待遇

(略)

五 船舶

両国政府間に従来懸案となっていた船舶問題を最終的に解決するため、韓国に贈与する船舶は■■■■（不開示部分⑦）の範囲内とする。

e 不開示部分⑧

不開示部分⑧は、昭和28年10月15日に開催された第三次日韓会談の請求権部会に関する「請求権部会第二回」と題する書面の引用部分にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

次いで洪から、「韓国側記録のため確かめておきたい。」と前前提し、第1回部会の際の要旨次のとき久保田代表の発言に関する韓国側議事録を読み上げ、『日本側では、「韓国の主張するごとき一方的な請求についてはノーといわざるを得ないが、梁大使の言明し

たという相互放棄ならよろしい、■■■不開示部分⑧■■■といわれたがこれでよろしいか』と質し、久保田代表は『日本側はまだ相互放棄は提案したことがないが、■■■不開示部分⑧■■■ついで韓国側から『日本側で支払義務があるとするものの内容をもつと詳細に述べられたい』と希望し、『韓国側提示の項目中には■■■不開示部分⑧■■■国債等はどうするか』と尋ねたので、久保田代表からも『少し歩み寄って来たときに明らかにしよう。詳しいことは、取引、妥協がたまつてから来なければ言えないので、ここでは明答を差し控える』と答え、李からさらに、『韓国側提示の項目について日本側の考え方をうかがいたい』と切り出してきたが、日本側から『本日は時間ないのでこれだけにしよう』とて、次回会議は一応 22 日と決定した。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 不開示部分①～③関係

通し番号 2-12 の文書中には、久保田参与が昭和 28 年 6 月 21 日付で作成した「日韓会談無期休会案（私案）」と題する文書があるところ（乙 A 96 [-5 - 以下]），その内容は、別紙 5（通し番号 2-12）の「第 3 当裁判所の判断」の 1(1)アで説示したとおりであつて、その一部開示部分は上記(ア) a で掲げた引用部分とほぼ同様である。

このうち、不開示部分①～③に関する部分は、下記のとおりである（乙 A 96）。

記

1 (略)

(ニ) 財産・請求権部会

法理論はお互いに振り回さぬことになって、部会は 3 回開いた

まま休会し、能率的に話を進めるため、目下非公式なワーキング・グループによる話し合いを進めている。張基栄代表は、財産・請求権問題は簡単な問題であると吹聴しているが、韓国の腹は、(一)国宝古書籍、(二)軍人、被徴用者等の未払金以外に■■■不開示部分■■■

2 (略)

(2) 船舶関係 10 億円の予算措置

(3) 軍人、被徴用者の未払い金支払 (約 2 億、ただし既に積立済み又は民間払いであるから予算措置の要はない。)

b 不開示部分⑤関係

通し番号 1-35 の文書中には、昭和 28 年 7 月 9 日付けで作成された「日韓交渉処理方針（甲案）」と題する文書があるところ（乙 A 203 参照），その内容は、別紙 5（通し番号 1-35）の「第 3 当裁判所の判断」の 1 (1) アで説示したとおりであって、その一部開示部分は上記 (a) b で掲げた引用部分とほぼ同様である。

このうち、不開示部分⑤に關係する部分は、下記のとおりである（乙 A 203）。

記

五 船舶

両国政府間に従来懸案となっていた船舶問題を最終的に解決するため、韓国に贈与する船舶は 10 億円の範囲内とする。ただし、本件贈与が両国海運業の平等の立場における運営を阻害せざるよう配慮することとする。

c 不開示部分⑦関係

通し番号 1-36 の文書中には、昭和 28 年 10 月 17 日付けで決裁を求めた「日韓交渉処理方針」と題する文書があるところ、その内

容は、別紙5（通し番号1-36）の「第3 当裁判所の判断」の1(1)アで説示したとおりであって、その一部開示部分は上記(ア)bで掲げた引用部分とほぼ同様である。

このうち、不開示部分⑦に關係する部分は、下記のとおりである。

記

五 船舶

両国政府間に従来懸案となっていた船舶問題を最終的に解決するため韓国に贈与する船舶は、10億円の範囲内とする。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-258の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

昭和28年当時、日本政府部内で試算されていた韓国の要求が想定される鮮銀東京支店の財産の具体的金額（ただし、不開示部分の分量からみて総額を指摘するにとどまるもの）

(イ) 不開示部分②

通し番号2-12の文書で開示されている「10億円」との文言

(ウ) 不開示部分③

通し番号2-12の文書で開示されている「軍人、被徴用者の未払い金支払（約2億、ただし既に積立済み又は民間払いであるから予算措置の要はない。）」との文言

(エ) 不開示部分④

外務省が検討した韓国の対日請求権の複数の特定項目についての具体的解決策

(オ) 不開示部分⑤

通し番号1-35の文書で開示されている「10億円」との文言

(カ) 不開示部分⑥

財産・請求権問題における韓国の対日請求権の特定項目について、日本政府部内で検討した具体的な対処方針

(キ) 不開示部分⑦

通し番号1-36の文書で開示されている「10億円」との文言

(ク) 不開示部分⑧

財産・請求権問題の解決策として提案された請求権相互放棄の具体的な内容について、韓国側の見解を踏まえた上での日本側代表者の具体的な見解

ウ そうであるとすれば、通し番号1-258の文書の不開示部分が、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、日本政府部内で試算された鮮銀東京支店の財産の具体的金額であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ない今までいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分②、不開示部分③、不開示部分⑤及び不開示部分⑦

不開示部分②、不開示部分③、不開示部分⑤及び不開示部分⑦に記録されている情報は、既に他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、仮にこれが日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ウ) 不開示部分④、不開示部分⑥及び不開示部分⑧

不開示部分④、不開示部分⑥及び不開示部分⑧に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題の解決策又は対処方針に関する具体的な見解等であり、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題を取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがつて、通し番号1-258の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げるものについては、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用

することはできない。)。

これに対し、後記2(1)に掲げるものについては、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当として不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-258の文書の不開示部分に記録されている情報のうち後記2(2)に掲げるものについては、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-258の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げるものに係るもののみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-258の文書の不開示部分に記録されている情報であつて次の(1)に掲げたものに係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分（次の(2)に掲げたものに係る部分）は、適法である。

- (1) 不開示部分②、不開示部分③、不開示部分⑤及び不開示部分⑦
- (2) 不開示部分①、不開示部分④、不開示部分⑥及び不開示部分⑧

(別紙5) 通し番号1-259

第1 前提事実（各論）

通し番号1-259の文書（文書1916）は、外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書の総説4（「IV日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」）の部分であり、第三次日韓会談後の会談中断期間中における日韓両国情勢、会談再開に向けて日韓間で交渉した経緯及び上記中断期に日韓両国において採られた措置の概要が記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも、韓国の対日請求権の複数の特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

- ① 42ページ（-42-）6行目から8行目まで（以下「不開示部分①」という。）
- ② 49ページ（-49-）6行目から7行目まで（以下「不開示部分②」という。）
- ③ 70ページ（-70-）10行目から11行目まで（以下「不開示部分③」という。）

（乙A377）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-259の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の方針の形成過程が明らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公

にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号 1-259 の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙 A 377）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、昭和 28 年 1 月 6 日に在米新木大使宛て公電を引用した部分にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

1 その後、アリソン大使及び米側首脳部とだんだん話し合いの結果、米国は、日韓双方の要請に答えるとの建前にてあっせんに乗り出すことになり、目下、日韓双方にそれぞれ話をを行っているので、漸次、会談再開の機運が動きつつある。

2 その具体的手順としては、近日中に日韓双方において同時に声明を行い、わが方においては、

- (イ) 請求権の相互放棄をする。■■■不開示部分①■■■
- (ロ) 日本のグッドウィルの証左として、国有の朝鮮美術品の若干を韓国に贈与する。
- (ハ) 漁業につき、資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるため、日韓双方の満足のいくごとき措置につき話し合う旨を明らかにし、韓国側において、これと同時に抑留者の日本漁夫漁船の返還を声明し、それぞれ会談再開を希望することを明らかにする（以下略）

○
b 不開示部分②

不開示部分②の前後の記載は、下記のとおりである。

記

（中略）4月20日に「1953年10月16日、久保田代表が非公式かつ即席の発言remarksが誤解を生んだことは遺憾である。この発言statementは日本政府の正式な見解を反映するものではなく、したがって撤回retractされる。日本政府は両国間の交渉が速やかに再開されるよう熱望し、日本政府が1951年9月8日のサンフランシスコ平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を日本側から出し、これに引き続いて会談を再開する方式が井口・梁両大使の間で一応合意された。

かくて、韓国代表部金公使が5月17日にアリソン在日米大使を往訪し、日本側で事前に発表する上記の声明案を示し、米側のあっせんを依頼し、右案文がアリソン大使から岡崎外務大臣に提示された。日本側は、これに対し、財産権問題に関する同条約4条B項の解釈について日本側が従来の主張を撤回し、韓国側の主張に同意したと誤解されては困るので、「日韓両国政府が互譲の精神に従い、請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執insistしない」と

いう了解をつけてこの声明案を受諾することを米国側に通報すると
共に■■■不開示部分②■■■また、政府所有の若干の韓国由來の
美術品を贈与する用意があることをも了解事項として付言した。

(以下略)

c 不開示部分③

不開示部分③の前後の記載は、下記のとおりである。

記

55年1月17日、重光外務大臣が金溶植公使を初めて接見した際、金公使は、日韓会談再開のため日本側代表の指名を希望したのに対し、大臣は谷大使を指名し、これに基づき、19日金公使は谷大使を來訪して日韓間の諸懸案解決のため非公式に会談を行うことを話し合った。

その結果、絶対極秘裏に両者間の非公式会談が1月29日～3月26日に7回にわたって続けられた。

第1回会談（55年1月29日）において、金公使は、例えば米国の保証のある不可侵協定の締結を示唆し、また、久保田発言及び日韓併合条約についての質問に対し、谷大使はそれらを「ないものと考えるに異存ない」旨を述べ、財産請求権問題について、金公使は、「韓国側では日本側に請求権がないと考えているので、日韓請求権の相殺は納得できない。」と述べ、谷大使は「韓国側の態度いかんでわが方請求権を放棄してもよく、■■■不開示部分③■■■■」と述べ、更に「請求権の内容について実質的に合意しておいて韓国側の分については伏せ、日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思われる」旨を述べるとともに、韓国由來の文化財の国有のものの一部を独立記念として贈呈しても良いと考えていることを明らかにした。（以下略）

(イ) 本件各文書の一部開示部分等

a 不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

(a) 昭和28年10月、第三次日韓会談が決裂した後、日本側は、日韓会談を再開するため、米国があっせんを得ることとし、米国との意見調整の結果、同年11月には、①日本側が、⑦請求権の相互放棄の提案、⑧国有の朝鮮美術品若干の贈与、⑨漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で、会談再開の希望を表明し、②韓国側が、これと同時に、日本側提案に満足し、抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し、③米国側も、これらに応えて、会談をあっせんし、オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで、米国は、上記構想を基に韓国側と折衝したところ、韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため、更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが、昭和29年2月、日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し、韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため、日本に対し、日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

(乙A271〔-27-～-29-〕、A337〔4-39～4-44〕)

(b) 昭和29年4月、米国ワシントンに赴任した日本の井口大使と韓国の梁大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ、日本側が「久保田代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく、したがって、撤回される。日本政府は、両国間の交渉がすみやかに再開されるよう熱望し、日本政府が平和条約の規定を遵守す

ることを宣言する」旨の声明を発表し、これに引き続いで会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで、同年5月、韓国側は、アリソン米国大使に対し、日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し、これを受けてアリソン米国大使は、日本側に対し、当該声明案を提示した。

これに対し、日本側は、米国に対し、「日韓両国政府が互譲の精神に従い、請求権に関する従来の法理論的見解とともに固執（insist）しない」との了解を附した上で、韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し、併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら、韓国側は、これに同意せず、その後も米国による意見調整が行われたが、韓国側の同意を得ることができなかつたため、この話は立ち消えになった。

（乙A271 [-30-及び-31-]，A377 [4-45~4-49]）

b 本件各文書の一部開示部分には、次のような内容が既に公にされている。

(a) 通し番号1-34の文書中の昭和28年6月11日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において、サンフランシスコ平和条約4条の請求権の処理について、相互放棄を原則とし、一定のものを例外とするとされたこと（乙A202）。

(b) 通し番号1-199の文書中にある昭和29年5月13日の中川アジア局長と柳参事官との会談においては、中川アジア局長が、日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく、韓国の巨

額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙A 334）。

(c) 通し番号1-39の文書である昭和29年5月18日付け「日韓会談再開に関する提案の件」において、「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されおる実状に鑑み、右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして、このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに、わが方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙A 207）。

(d) 通し番号1-192の文書中の昭和30年1月29日開催の谷大使金公使会談の件（第1回）において次のようなやりとりがされたこと（なお、これは、不開示部分③に相当する部分を含むものである。また、当該文書の原文に付された5ページから8ページまで（乙A 63の-7-から-10-まで）は、前後の文脈からみて、5ページ→7ページ→6ページ→8ページの順が正しい順序であると認められる。乙A 63 [-7-～-10-]）。

(金) 請求権問題については、そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

(谷) 韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし、韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り、また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし、日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり。

(金) そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給、俸給とか日本銀行券とかである。

(谷) この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき、韓国側の分については伏せて置き、日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお、宝物については、国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。(以下略)

(e) なお、昭和36年当時のものであるが、通し番号1-13-6の文書中では、韓国側請求権について応ずるのが妥当であり、大蔵省にも問題のないものとして、「引き揚げ朝鮮人の税關保護預り金」、「軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」、「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」、「昭和27年4月までの未払恩給」が掲げられている(乙A281)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-259の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

昭和28年当時、米国のあっせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策(上記ア(イ)a(a)に係るもの)であって、韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したもの

(イ) 不開示部分②

昭和29年当時、米国のあっせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に対する日本側の回答に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策(上記ア(イ)a(b)に係るもの)であって、韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したもの(なお、上記回答の案

文は、日本側がアメリカ大使に手交したものであり、米国を介して韓国側に提示されたものと推認することができる。)

(ウ) 不開示部分③

通し番号1-192の文書で開示されている「日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり」との文言又はこれと同旨のもの
ウ そうであるとすれば、通し番号1-259の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は、日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり、しかもそのおおよその内容が上記ア(イ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって、本件全証拠によっても、これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば、当該情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、一般に、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を

もって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(イ) 不開示部分③に記録されている情報は、他の行政文書（通し番号1－192の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1－259の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、不開示部分③に係るものについては、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1－259の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号

の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-259の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。